

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成27年2月6日（平成27年（行個）諮問第22号）

答申日：平成29年1月23日（平成28年度（行個）答申第160号）

事件名：本人の情報提供による監督指導に係る是正勧告書の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成25年特定月日特定事業場内にて起きた私の労災事故の死傷病報告書が、その都度遅滞なく提出しなければならない義務があるにもかかわらず、平成26年特定月日時点で提出されていない事について私が特定月日書類送付にて特定監督署担当者に申告した件の是正勧告書」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その全部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成26年11月5日付け埼玉労働局個開第26-119号により埼玉労働局長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その全部開示又は部分開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

全部開示もしくは部分開示を求める。

26-95号については先日審査請求をしています。

今回の審査請求も26-95号に関係しているのかなと私自身感じている。

26-95号の審査請求の趣旨及び理由にも関係していて共通部分は多々あり、26-95号への趣旨及び理由の追記ともさせていただきます。

私は特定監督署特定職員Aから電話口頭お会いした等時に、再三違反だの、是正勧告をする、後は渡すだけ、その他多々あり等を話、説明等を聞いている。

具体的に言わせてもらおうと、平成26年特定月日、時間とガソリン代

を使い私が山梨県特定市の自宅から特定監督署まで、はるばる出向いた際、以下の会話等を行いました。

「死傷病報告書を出していない 労災隠しの疑い大だ」(私)

「労災隠しではない、それはたぶん前に話した」(特定職員A)

「それは勝手にそちらが思っただけかもしれない 本来であれば該当するかもしれない」(私)

「労災隠しは今その、違反かどうかは伝えちゃってるんで違反ですけど」(特定職員A)

「ありがとうございます」(私)

「死傷病報告の件はお伝えした」(特定職員B)

これらの違反等にかかわる話及び説明は、特定職員Aの上司である特定職員B及び私の友人も同席しており、私の知人もしっかりと聞いている事で録音もしている事でもある。

この違反等についての上記に似た話、及び説明は、この日以外にも多々存在しています。(これも録音有り)

(中略)

上記の様な経緯があります。

口頭で言えた事が開示できないというのは私には到底理解不可能
逆に考えると、開示できない事を私に話したのか?という強い疑問も出る。となればこれはこれで大問題のはず。

監督署にも指摘していることでもあるが、私としては、この状況に対して強い憤りを感じていて、強い不満を感じている。監督署から理不尽な扱いを受けたと強く感じている。

また、切実に悩まされていることでもある。

上記のような状況下において開示されないという結果は私には到底理解できない為、審査請求させていただきます。

(後略)

(2) 意見書

審査請求人から、平成27年3月10日、同月31日、4月20日、5月7日及び同月18日に意見書が当審査会宛て提出された(当該申告事案に係る被申告事業場への提供は適当でない旨の意見が審査請求人から提出されていることから、その内容は記載しない。)

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

本件審査請求は、審査請求人である開示請求者(以下、第3において「請求人」という。)が平成26年10月6日付け(同年10月7日受付)で行った「平成25年特定月日特定事業場内にて起きた請求人の労災事故の死傷病報告が、その都度遅滞なく提出しなければならない義務があるに

もかかわらず、平成26年特定月日時点で提出されていない事について請求人が書類送付にて特定監督署特定担当者に申告した件の「是正勧告書」（本件対象保有個人情報）の開示請求に対し、処分庁が平成26年11月5日付け埼玉労働局個開第26-119号により行った不開示決定（原処分）を不服として、平成26年11月8日付け（同月11日受付）をもって提起されたものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした情報のうち、下記3（3）に掲げる部分については新たに開示した上で、その余の部分については、法14条2号、3号イ、5号及び7号イに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

3 理由

（1）保有個人情報該当性について

本件対象保有個人情報は、請求人から特定労働基準監督署に対して行われた特定事業場において労働基準法（昭和22年法律第49号）等の違反があったとした情報提供による監督指導に係る関係書類の文書（以下、第3において「対象文書」という。）である。

本件審査請求を受け、諮問庁において対象文書の確認を行ったところ、以下に記載する情報は、請求人の個人に関する情報ではなく、さらに請求人を識別できる情報が含まれていないことから、請求人を本人とする保有個人情報には該当しない。

是正勧告書（控）（対象文書1頁）

是正勧告書（控）の是正確認欄については、専ら業務処理上必要な情報であり、請求人個人を識別できる個人情報が含まれていないため、請求人を本人とする保有個人情報には該当しない。

（2）不開示情報該当性について

是正勧告書（控）（対象文書1頁）

是正勧告書（控）は、労働基準監督官が事業場に対し臨検監督を行った際に、労働基準法等関係法令に違反があった場合、その違反事項について是正すべき旨を記して、当該事業場に対して交付する文書の控えである。一般的には、是正勧告書（控）の標題が付され、「交付年月日」、「事業の名称」、「代表者職氏名」、「事業場の名称」、「労働基準監督署名」、「労働基準監督官の氏名」、「前文」、「法条項等」、「違反事項」、「是正期日」、「是正確認」、「受領年月日」、「受領者職氏名」が記載されている。

是正勧告書（控）のうち、なお不開示とした部分には、被申告事業場の労働者に対する労働基準法等関係法令の違反内容、是正の期限の情報等が記載されており、9行目11文字目ないし10行目25文字目、1

6行目ないし18行目、「法条項等」欄、「違反事項」欄及び「是正期日」欄の情報は、労働基準監督官が認定した事実に基づいた具体的な記述であり、申告者である請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、これらの情報が開示されることとなれば、当該事業場の情報が明らかになり取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

また、これらの情報には、特定の事業場が労働基準監督署との信頼関係を前提として、労働基準監督官に対して明らかにした事業場の実態に関する情報が記載されていることから、これらの情報が開示されることとなれば、当該事業場を始めとして事業場と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督官に対する関係資料の提出等について非協力的となり、また、労働基準監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらにはこの結果として法違反の隠蔽を行うなど、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであり、ひいては犯罪の予防に悪影響を及ぼすおそれがある。

以上のことから、これらの情報は、法14条3号イ、5号及び7号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

さらに、「受領年月日受領者職氏名」欄の不開示部分は、請求人以外の個人に関する情報であり、法14条2号に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから、当該部分を不開示とすることが妥当である。

(3) 新たに開示する部分について

対象文書1頁において、9行目11文字目ないし10行目25文字目、16行目ないし18行目、「法条項等」欄、「違反事項」欄、「是正期日」欄及び「受領年月日受領者職氏名」欄の不開示部分以外の部分は、法14条各号に定める不開示情報に該当しないため、新たに開示することとする。

4 請求人の主張に対する反論について

請求人は、審査請求の理由として、審査請求書の中で、「口頭で言えた事が開示できないというのは私には到底理解不可能」等と主張してその開示を求めているが、法12条に基づく開示請求に対しては、開示請求対象保有個人情報ごとに法14条各号に基づいて開示、不開示の判断をしているものであり、請求人の主張は本件対象保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

5 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分の一部を変更し、上記3(3)で開示するとした部分については新たに開示した上で、その余の部分については、法14条2号、3号イ、5号及び7号イに基づ

き、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|--|
| ① | 平成27年2月6日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月18日 | 審議 |
| ④ | 同年3月10日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑤ | 同月31日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑥ | 同年4月20日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑦ | 同年5月7日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑧ | 同月18日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑨ | 平成28年7月28日 | 委員の交代に伴う所要の手續の実施、
本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑩ | 平成29年1月19日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「平成25年特定月日特定事業場内にて起きた私の労災事故の死傷病報告書が、その都度遅滞なく提出しなければならない義務があるにもかかわらず、平成26年特定月日時点で提出されていない事について私が特定月日書類送付にて特定監督署担当者に申告した件の是正勧告書」に記録された保有個人情報であり、具体的には別表の1欄に掲げる文書に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報について、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法14条2号、3号イ、5号及び7号イに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、本件対象保有個人情報の全部開示又は部分開示を求めている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分で不開示とした部分のうち、一部を新たに開示した上で、その余の部分については、原処分を維持することが妥当としていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁が保有個人情報に該当しないとしている部分の保有個人情報該当性及び諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 保有個人情報該当性について

諮問庁は、別表の2欄に掲げる③「是正確認」欄については、専ら業務処理上必要な情報であり、審査請求人個人を識別できる個人情報が含まれていないため、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しないと説明する。

当審査会において見分したところ、当該部分には、審査請求人の氏名そ

の他審査請求人を識別することができる情報の記載は認められない。そこで、当該部分はその内容等に照らして審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するか否かについて検討する。

当該部分は、認印の押印欄及び確認方式から構成され、是正状況の確認者が誰であるかについての情報及び再監督、実地調査、書面又は口頭のいずれの方法により是正を確認したかについての情報が記載されることとなっており、これらは専ら業務処理上必要な情報であって、審査請求人を識別することができることとなる情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められない。

3 不開示情報該当性について

(1) 別表の2欄①の不開示部分について

ア 別表の2欄①の不開示部分のうち、「法条項等」欄、「違反事項」欄及び「是正期日」欄の13行目ないし18行目には、何ら記載されておらず、かつ、何ら記載がないということを開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、また、同様の理由により、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ、5号及び7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 別表の2欄①の不開示部分のうち、上記アで開示すべきとする部分を除く部分には、違反法条項、違反事項及びその是正期日に係る情報等が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これを開示すると、当該事業場に対する信用を低下させ、取引関係や人材確保等の面において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条5号及び7号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2) 別表の2欄②の不開示部分について

別表の2欄②の不開示部分には、特定事業場の担当者の職氏名が記載されており、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、当該部分は、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分で

あることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その全部を審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法14条2号、3号イ、5号及び7号イに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の4欄に掲げる部分は同条3号イ、5号及び7号イのいずれにも該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は同条2号及び3号イに該当すると認められるので、同条5号及び7号イについて判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表

1 文書名	2 諮問庁が不開示を維持すべきとしている部分	3 不開示情報該当性	4 開示すべき部分
是正勸告書 (控)	① 9行目11文字目ないし10行目25文字目, 16行目ないし18行目, 「法条項等」欄, 「違反事項」欄及び「是正期日」欄	法14条3号イ, 5号及び7号イ	「法条項等」欄, 「違反事項」欄及び「是正期日」欄の13行目ないし18行目
	② 「受領年月日受領者職氏名」欄	法14条2号	なし
	③ 「是正確認」欄	保有個人情報非該当	なし